

トラック奈良

7

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和2年]2020

No.315



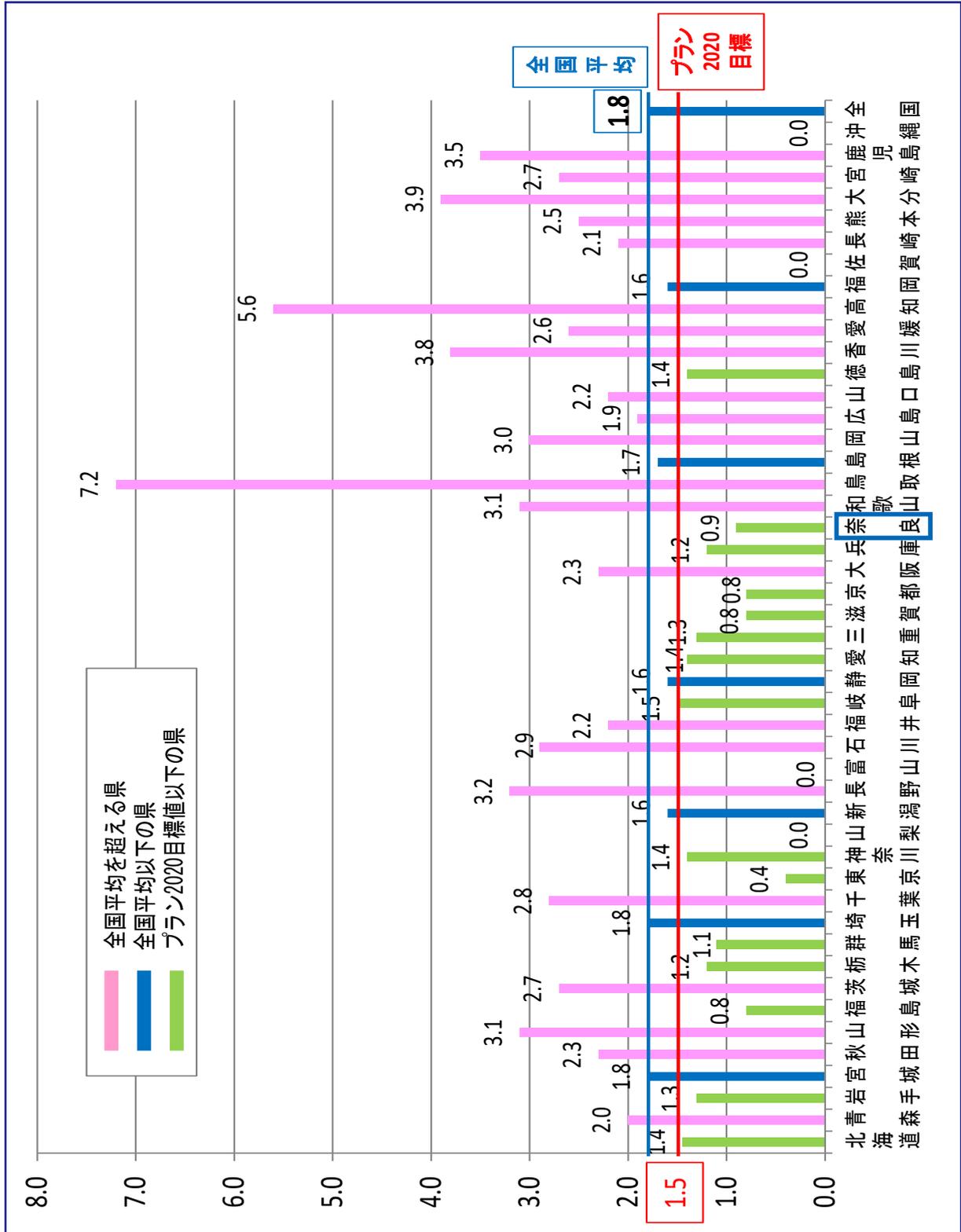
紀寺 璉城寺 (れんじょうじ)

事業用貨物自動車の車籍別 車両1万台あたりの死亡事故件数（令和元年）

会員各位

公益社団法人奈良県トラック協会

会員皆様の懸命なご努力により、車籍別の事故が減少しました。
引き続き、輸送の安全について宜しくお願い申し上げます。



定時総会	2
通常総会 陸運労災防止協会	4
桜井支部が桜井市のコロナ基金へ寄付	5
針TSの新型コロナウイルス感染症拡大対策	6

■ 事故対から	事故対からのお知らせ	8
----------------	------------	---

■ 奈ト協から	安全性優良事業所に対する国土交通省表彰について	11
----------------	-------------------------	----

■ 全ト協から	飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について(再要請)	12
----------------	--------------------------	----

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	20
-------------------	---------------	----

■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2020年4月)	22
----------------	--------------------	----

■ 奈ト協から	7月・8月の行事(予定)表	23
	KIT事業の案内	24
	トラックの構造上の特性	25
	事業用自動車事故事例No.59	26

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	27
--------------------	----------------	----

■ 警察庁から	警察庁からのお知らせ	28
----------------	------------	----

■ 全ト協から	新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン	30
	新旧対照表	巻末

第47回定時総会 公益社団法人 奈良県トラック協会

日時：令和2年5月27日(水) 午後1時～
場所：奈良県トラック会館

会員総数 485名 出席者 320名 (委任状 78名 議決権行使書 229名 含む)

(最終)

新型コロナウイルス感染防止対策を講じ総会を開催



▲塚本会長

塚本会長は冒頭、「昨年5月の総会で会長に就任し、早1年が経過した。事業運営に

対し、理事、会員の皆様よりご協力を賜り感謝している。令和2年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大により、通常業務が行えなくなるなど事業活動に

多大な影響を及ぼしている。協会として、会員事業者のために何ができるかを考え協会運営に努める」とあいさつ。

総会

(1)議長選出

定款第19条により、塚本会長を議長に選出。

(2)定足数の報告

定款第21条に基づく過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることを報告。

(3)議事録署名人の選任

定款第24条より、塚本議長、西川理事（株式会社運）、山口理事（有限会社平和運輸）を選任。

第1号議案

2019年度/令和元年度事業報告及び決算承認に関する件 監査報告

第1号議案について事務局から報告が行われたあと、壺井監事から監査報告があり、第1号議案承認。

第2号議案

役員を選任に関する件
日本通運株式会社の三宅賢一氏、吉岡運送株式会社の吉岡幹自氏の2名を新理事として承認。

第3号議案

会員の除名に関する件
第3号議案について、事務局から天理総合運輸株式会社 代表取締役 鳥山幸男氏の除名に関する件は、総正会員の議決権の3分の2以上に足らず決議に至らないことを説明。

(5)報告

①令和2年度事業計画及び収支予算に関する件
事務局より報告。



優良従業員表彰

運転者37名、一般従業員9名を会長表彰

優良従業員の表彰は、会員事業者から推薦された成績優秀で他の従業員の模範となる運転者

及び一般従業員の方々を会長名で表彰するものです。運転者は37名、一般従業員は9名の方々

が表彰されました。

会長表彰受賞者名簿（敬称略）

【運転者】

受賞者名	会員事業者名
清水 徹	株式会社愛和
松田 訓一	〃
中谷 清和	新商運株式会社
中村 徳男	雄鹿エクスプレス株式会社
山口 武治	和物流株式会社
池野 直樹	近畿福山通運株式会社
金澤 雅弘	〃
濱田 宗敏	〃
金澤 雄一郎	嶋田運送
川口 勝矢	有限会社中和運送
坂本 義夫	株式会社辻本運送
入部 重寿	株式会社都通
竹原 博	〃
藤井 大作	〃
政岡 真一	〃
森田 有亮	〃
杉本 善広	奈良県合同陸運株式会社
安東 泰廣	西川運輸倉庫株式会社
神田 真宏	〃
川端 彰	有限会社八仙興業
島田 英士	〃
中本 正裕	〃
馬場 芳和	〃
森田 忠信	〃
中島 裕子	原口運輸商事株式会社
玉井 秀昂	福住運輸倉庫株式会社
今井 祐介	株式会社榊本レッカー
西浦 弘	〃
香川 勝彦	丸八運輸株式会社
道中 和彦	〃
秋山 義雄	名鉄運輸株式会社奈良大和支店
桶谷 正也	〃
酒井 正幸	〃
松村 光敏	〃
山岸 岳雄	株式会社メンテナンス・コシバ
山村 達也	モミキ運送株式会社
藤村 幸宏	侑大運輸株式会社

【一般従業員】

受賞者名	会員事業者名
上野 良	アキタ株式会社奈良営業所
熊澤 由加	西川運輸倉庫株式会社
新田 容子	〃
吉田 誠	有限会社八仙興業
佐藤 友香子	原口運輸商事株式会社
澤田 宗伸	福住運輸倉庫株式会社
東田 由雅	株式会社榊本レッカー
鳥井 有季子	株式会社メンテナンス・コシバ
堀本 眞司	〃

第58回通常総会 陸運労災防止協会奈良県支部

日時：令和2年5月27日(水) 午後1時23分～
場所：奈良県トラック会館

会員総数 482名 出席者 285名 (委任状 272名 含む)

(最終)

議事

1. 定足数の報告

過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることが報告されました。

2. 議事録署名人の選任

塚本支部長が議長を務め、議事録署名人に東口監事を選任し、承認されました。

3. 議事

第1号議案

2019年度/令和元年度事業報告及び収支決算報告の件 監査報告

事務局から2019年度/令

和元年度事業報告、収支決算報告及び東口監事による監査結果について報告があり、承認されました。

第2号議案

令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

事務局から令和2年度事業計画(案)、収支予算(案)について説明があり、承認されました。

主要対策の8項目は下記の通り。

- ①事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
- ②荷役運搬作業の安全の確保

- ③交通労働災害の防止
- ④健康確保対策の推進
- ⑤安全衛生教育の徹底
- ⑥安全衛生意識の高揚
- ⑦調査研究活動等の推進
- ⑧組織の充実強化等

桜井支部が桜井市のコロナ基金へ寄付

日時：令和2年6月5日(金) 午後2時～
場所：桜井市役所市長室

奈良県トラック協会桜井支部（支部長・森本禎男氏）は桜井市の「新型コロナウイルス感染症助け合い基金」へ寄付金を贈呈しました。

桜井市の松井正剛市長からは「桜井市のコロナウイルス対策にご理解をいただき、心のこもったご寄附を頂いたことに心より感謝しています。」というお礼の言葉とともに感謝状をいただきました。また、森本支部長からは「現在の医療関係者の厳しい状況などを聞き、わずかではありますが、有効に使っていただけたらと思っています」との挨拶がありました。



▲森本支部長（右）から松井市長へ寄附金を贈呈

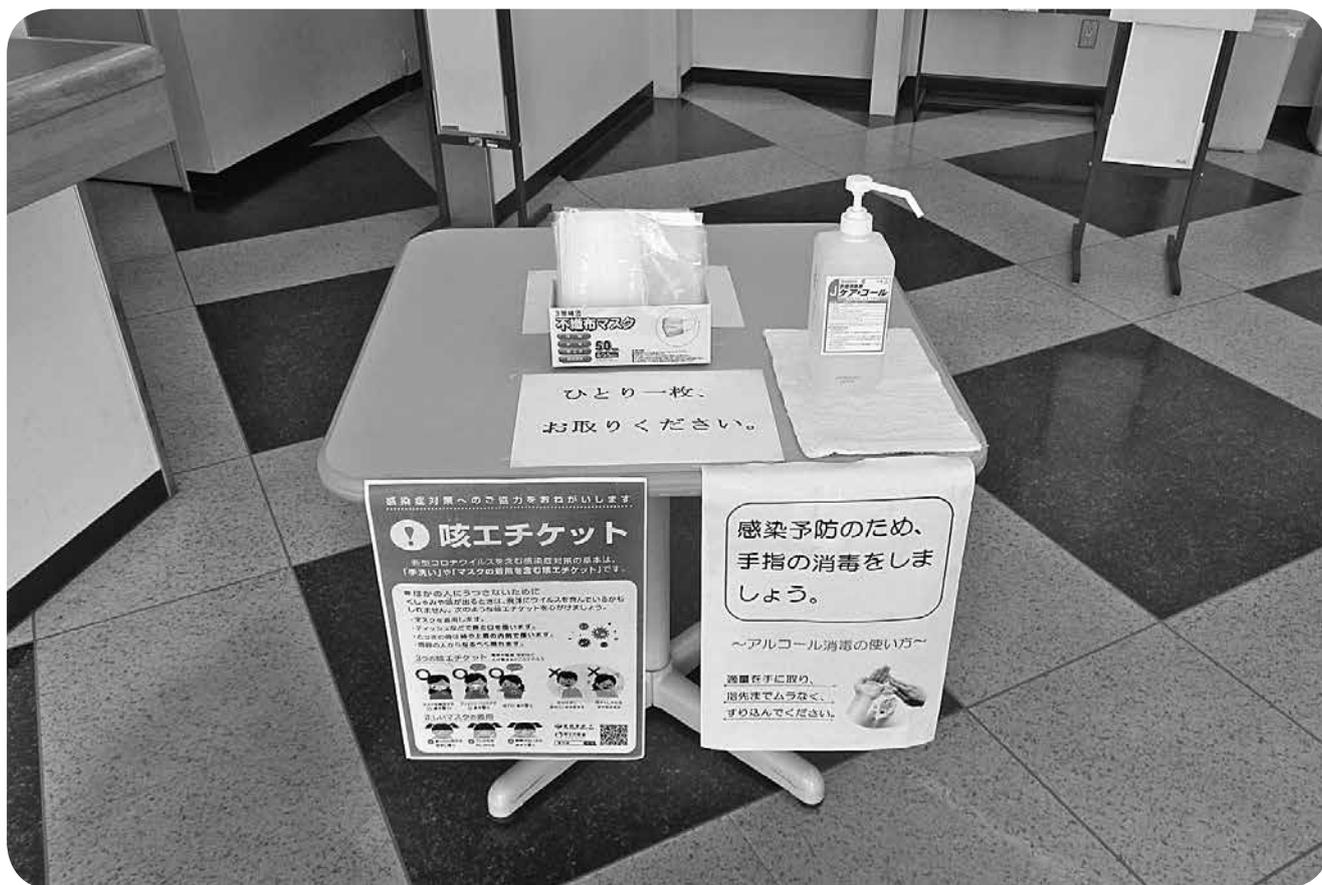


▲感謝状を受け取る桜井支部の吉岡正樹副支部長（右）

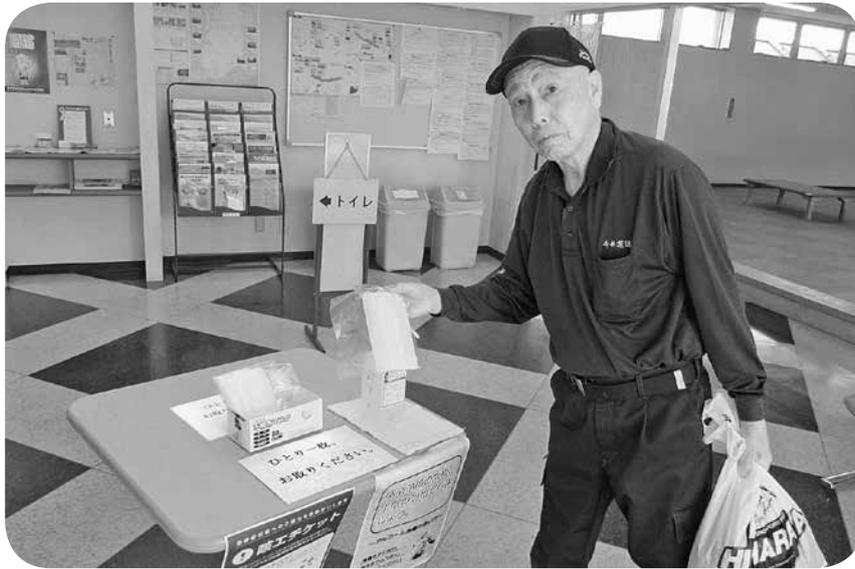
奈良・針トラックステーションにおける 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

日時：令和2年5月21日(木) 午前10時～
場所：奈良・針トラックステーション

奈良・針トラックステーションにて、令和2年5月から、物流を支えている事業用トラックドライバーの生命と健康・輸送の安全を守るため、奈良・針トラックステーション正面入口に手指の消毒のための消毒液を設置し、トラックドライバーには、ビニール袋に入れたサージカルマスクを配布しています。



• 今井運送株式会社 (広島県)



• 株式会社東灘カーゴ (兵庫県)



• 山田運送株式会社 (大阪府)



事故対からのお知らせ



ナスバは安全・安心のパートナー
～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人
自動車事故対策機構

運輸安全マネジメント認定セミナー開催のご案内

運輸安全マネジメントの導入・定着を支援するため、以下のとおり各セミナーを開催致します。本セミナーは「運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナー」として国土交通省より認定を頂いており、自社に安全風土を構築したいという事業者様にとっておすすめの内容となっておりますので、是非ご参加ください。

受講料(税込)：5,200円

受講者のメリット

監査インセンティブ
(貸切事業は対象外)

運送事業者の経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが国土交通省において確認された場合には、地方運輸局の長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるとされています。制度に関する詳細は、国土交通省へお問い合わせ下さい。

安全性評価における加点対象

貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)及び貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティーバス)の基準において、認定セミナーの受講は加点対象となり得ます。申請に関する詳細は、各実施機関等へお問い合わせ下さい。

各セミナーの特徴

■運輸安全マネジメントガイドラインセミナー

運輸安全マネジメント制度の基本(概要)を国土交通省が策定したガイドラインに沿ってお伝えし安全マネジメントの基礎部分を学んで頂きます。

■リスク管理(基礎)セミナー

事故の再発防止、また未然防止のための手法として「なぜなぜ分析」等を、受講者の皆様に実践形式で学んで頂きます。

■内部監査(基礎)セミナー

内部監査に的をしぼり、そのプロセスをお伝えするとともに、ケーススタディの中で、実際に受講者の皆様が監査員となって模擬内部監査をして頂きます。

2020年度実施予定

新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただきます

(この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承願います。)

認定セミナーの種類	開催予定日	時間	開催場所(所在地)	対象業態	募集定員	受講料(※)
ガイドライン	2020年8月27日	13:00 16:30	エルトピア奈良(奈良労働会館)(奈良市西木辻町93-6)	全業態	12	5,200
リスク管理(基礎)	2020年11月12日	13:00 16:30	奈良県文化会館(集会室)(奈良市登大路町6-2)	全業態	10	5,200
内部監査(基礎)	2021年2月18日	13:00 16:30	奈良県文化会館(集会室)(奈良市登大路町6-2)	全業態	10	5,200

※受講対象に制限なし、どなた様でも受講可能です。

6/1～予約受付開始

※ｺｰﾁ等で変更の可能性が有ります

受講申込はナスバホームページ【<https://s-yoyaku.nasva.go.jp/>】から

ナスバ奈良支所 ☎0742-32-5671

NASVA 認定セミナー

検索

N A S V A
ナ ス バ

ナスバは安全・安心のパートナー
～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人
自動車事故対策機構

自動車の事故対策は 十分ですか？



最近、事故が頻発している...
保険料が高くなった...

高齢ドライバーの運転が心配...

事故防止教育を取り入れたいがどうすればいいか...



そこで提案です。義務対象以外の**適性診断**も受診されませんか？

ナスバでは、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能・視覚機能などについて、心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かいアドバイスを行っております。

体の状態を診るものが、健康診断であるならば、

運転の状態を診るものが「適性診断」です。
あなたの運転時のクセや傾向を分析します！

健康診断と同じく定期的に受診することで事故防止に役立ちます！

ポイント 費用 1人あたり 2,400円（一般診断の場合）～

ポイント 事故防止効果 運行管理者の90%以上が定期受診による事故防止効果を実感

ポイント 企業PR 安全運転教育を実施しているとアピールできる

ポイント 容易 80分程度※で受診可能 ※一般診断の場合。個人差があります。

協会会員には協会の助成制度がある場合があります。

ナスバ奈良支所 ☎0742-32-5671

お気軽にお問い合わせください！！

ナスバ 適性診断

検索 

All rights reserved, Copyright(C)National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

令和2年度(2020年度) 運行管理者等一般講習・基礎講習のご案内(増回)

NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する令和2年度運行管理者等一般講習・基礎講習について下記のとおりご案内します。御社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させてください。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 基礎講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」または基礎講習修了証書で確認してください。

新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただく場合がございます(この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください)。

1. 開催日・会場等

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 2年 8月 6日(木)	貨物	かしはら万葉ホール	受付中
※令和 2年 9月 2日(水)	貨物	かしはら万葉ホール	
令和 2年 9月 3日(木)	貨物	かしはら万葉ホール	
令和 2年 9月10日(木)	貨物	橋本市民会館 (和歌山県橋本市)	
令和 2年10月22日(木)	貨物	奈良県文化会館	
令和 3年 2月 4日(木)	貨物	奈良県文化会館	

● 受付時間は、9:10~9:50です。講習時間は、9:50~16:00頃です。※ こちらの回が増回分です。

■ 基礎講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 2年 6月17日~19日	貨物	奈良県奈良労働会館 (エルトピア奈良)	終了
令和 3年 1月20日~22日	貨物	奈良県文化会館	令和 2年10月 1日

● 講習時間は、1日目 10:00~16:00頃、2日目 9:30~16:00頃、3日目 9:30~16:00頃です。

● 旅客の基礎講習を修了されても、貨物の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。同様に貨物の基礎講習を修了されても、旅客の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。

2. 申込開始日

上表にてご確認ください。なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ(「ナスバ」で検索)

<http://www.nasva.go.jp> を開き、「講習のご予約」をクリックして予約してください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

1名様: 一般講習 3,200円、基礎講習 8,900円

5. その他

本講習に関するご連絡は当支所までお願いします。 電話 0742-32-5671

安全性優良事業所に対する国土交通省表彰について

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）として、10年以上継続して取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所に対して、国土交通省の表彰制度があります。

下記の表彰基準を満たされている事業所は、申請されますようご案内申し上げます。

申請様式は、奈良県トラック協会ホームページのお知らせ欄より、ダウンロード（Wordファイル）ができますのでご利用下さい。

安全性優良事業所表彰規程（概要）

基準日：令和2年4月1日

奈良運輸支局長表彰	近畿運輸局長表彰
(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。	(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。
(2) 表彰日の直前3年間において、奈良運輸支局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (奈良県内の他の事業所を含む)	(2) 直近のGマーク認定総合評価点数が90点以上又は、安全性に対する取組の積極性の評価点数が15点以上であること。
(3) 表彰日の直前1年間において、奈良運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (奈良県内の他の事業所を含む)	(3) 表彰日の直前3年間において、近畿運輸局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(4) 運転者教育が定期的実施されていること。 ・安全対策（交通事故防止）会議 ※交通事故防止の内容が含まれているものに限る。 ・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関するQC活動 ・交通事故防止等、輸送の安全確保に関する会議、活動など	(4) 表彰日の直前1年間において、近畿運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(5) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている車両の90%以上に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。	(5) 定期的な運転者教育の年間計画表やカリキュラムを作成し、2ヶ月に1回程度実施され、ISO9000シリーズ、39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による国の基準以上の運転者教育を実施していること。
(6) Gマーク認定後、荷主からの評価もしくは、安定的な経営を確保した事業所であること又は、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用していること。	(6) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている全車両に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。
	(7) Gマーク認定後、輸送の安全について荷主から表彰や感謝状を受けたことがあるもしくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所又は、Gマーク事業活動を通じて交通事故防止に努めているもしくは、Gマーク事業活動を積極的に行っていることにより、行政、外部機関、トラック協会から輸送の安全に関する表彰を受けていること。
	(8) 奈良運輸支局長表彰を受けていること。

○申請期限：令和2年7月31日（金）迄

（お問い合わせ）

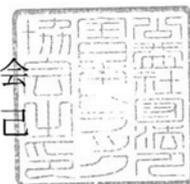
公益社団法人奈良県トラック協会
適正化事業部 森
TEL0743-23-1200

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について(再要請)

全ト協発第61号(環)

令和2年5月18日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等
法令遵守の徹底について(再要請)

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長から「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」(令和2年5月15日付国自安第13号)再要請がありました。

トラック運送業界では、「トラック運送事業における総合安全プラン2020」において、「飲酒運転根絶」を目標に掲げ、関係者が一丸となり取り組んでいるところ、昨年5月に引き続きこうした通達の発出を受けたことは誠に遺憾であります。

もとより、事業用トラック運転者による飲酒運転は反社会的行為であり、これまで築き上げてきた荷主はもとより社会全体からの信頼性をも崩壊させるばかりでなく、トラック運送業界全体の社会的信頼性を著しく失墜させる極めて悪質なものであり、飲酒運転の防止等関係法令の遵守はトラック業界にとって喫緊の課題です。

また、トラック運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定・維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても業務の継続が求められ、感染症防止措置を講じたうえで、多くのトラックドライバーが日夜懸命に尽力し社会貢献を行っているなかで、こうした心ない一部のドライバーが惹起した飲酒運転により、行政当局から再通知を受けたことを重く受け止める必要があります。

つきましては、貴協会におきましても本通達の趣旨及び発出に至る背景等をご理解のうえ、傘下会員事業者等関係者一丸となって、下記事項の取り組みをさらに徹底され、トラック運送業界からの「飲酒運転根絶」に向けた取り組みのさらなる強化をよろしくお願い致します。

記

1. 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
2. 飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045

FAX：03-3354-1019

国自安第13号
令和2年5月15日

公益社団法人全日本トラック協会 長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」（令和元年5月23日付け国自安第24号通知）を發出し、傘下会員事業者への飲酒運転防止の周知徹底を要請してきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は57件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。

また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています（速報ベース）。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。

つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、傘下会員企業に対して改めて周知徹底いただくよう、要請いたします。

別紙1

国自安第24号
令和元年5月23日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。

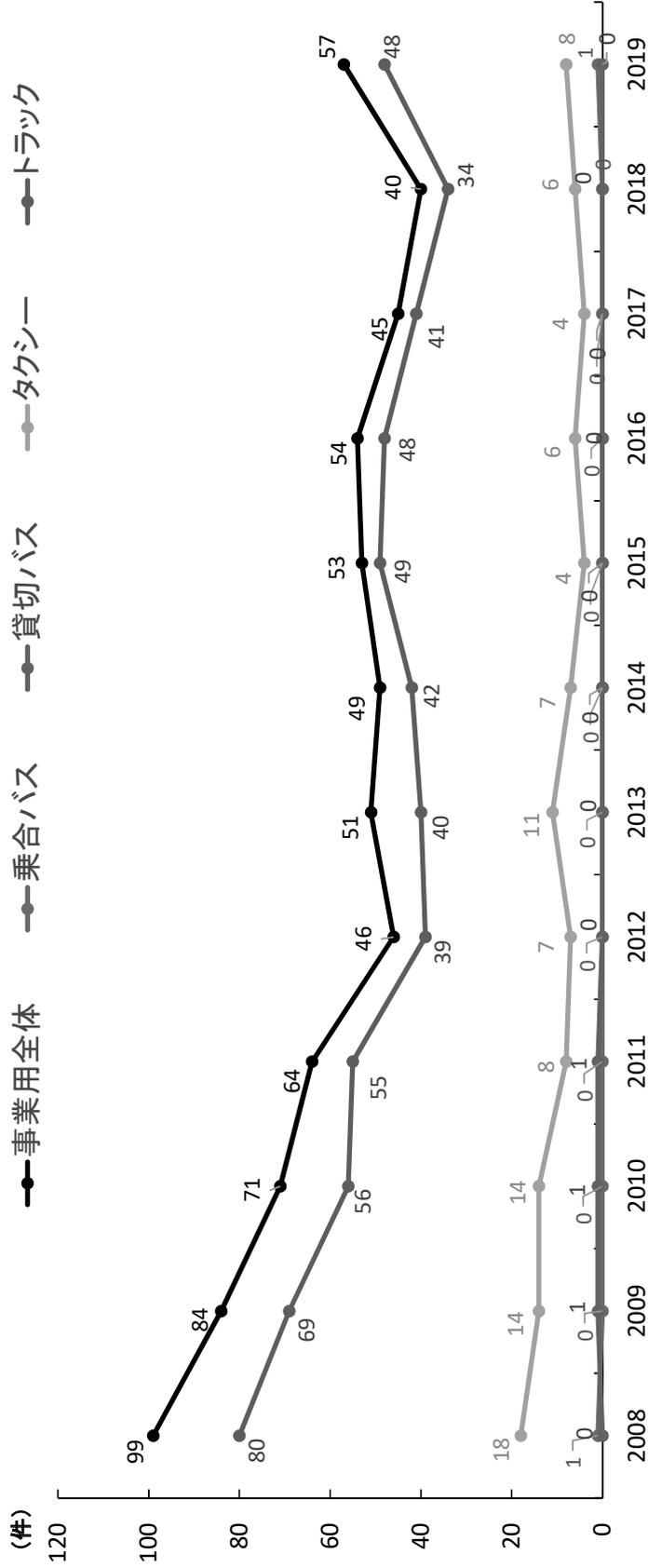
- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

飲酒運転による事業用自動車事故の推移

別紙2

○飲酒運転による事業用自動車の交通事故は、2012年以降は横ばい傾向であるが、2019年には**57**件発生し、**前年(40件)に比べて増加(17件増)**した。
 ○2019年に発生した飲酒運転による事故**57**件(前年比:17件増)のうち、**トラックによる事故が48件(前年比:14件増)、タクシーによる事故が8件(前年比:2件増)発生**している。

飲酒運転による事業用自動車の交通事故



出典:警察庁「交通統計」
 (公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

飲酒事故による事業用自動車の重大事故(速報)

令和2年5月15日現在

発生日	曜日	時刻	発生場所	事業の種類	死傷状況		当時の状況
					死亡	軽傷	
1	1月20日	午前9時45分	千葉県	貨物			千葉県の県道の交差点において、同県に営業所を置くトラック・ポールトレーラが運行中、信号待ちで停車中の軽乗用車に衝突した。この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック・ポールトレーラ運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
2	1月31日	午前10時10分	茨城県	貨物	1		茨城県の県道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行中の別なトラックに追突した。 この事故により、追突されたトラックの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック・ポールトレーラ運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
3	2月10日	午後5時20分	千葉県	貨物			千葉県の神社敷地内において、鳥取県に営業所を置くトラック・バンセミトレーラが方向転換をしようとしたところ、当該神社の建物に接触した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック・バンセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
4	3月17日	午後9時10分	愛知県	貨物	1		愛知県の国道において、都内に営業所を置く大型トラックが運行中、前方の乗用車に追突し、その弾みで当該乗用車が別の乗用車に追突した。 この事故により、当該トラックに追突された乗用車の運転者が死亡した。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
5	4月4日	午後8時55分	岩手県	貨物			岩手県の高速度道路において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、中央分離帯のワイヤーロープに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
6	4月5日	午後8時15分	山口県	法人	1		山口県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、路肩の電柱に衝突した。 この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
7	4月6日	午前3時30分	東京都	個人	1		東京都の区道において、都内に営業所を置く個人タクシーが、アパートの外壁に衝突した。 この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出された。

発生日	曜日	時刻	発生場所	事業の種類	死傷状況		当時の状況
					死亡	軽傷	
8 4月11日	土	午前5時50分	宮城県	法人			宮城県の町道において、同県に営業所を置く法人タクシーが、路外に逸脱した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該タクシーは、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
9 4月24日	金	午前8時58分	兵庫県	貨物		1	兵庫県の国道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方のバイクを追い越そうとしたところ、接触し当該バイクが転倒した。 この事故により、当該バイクの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
10 5月2日	土	午後6時40分	千葉県	貨物			千葉県の駐車場において、愛媛県に営業所を置くトラック・コンテナセミトレーラが運行中、当該駐車場内のポールに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック・コンテナセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
11 5月10日	日	午後1時	大阪府	貨物			大阪府の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、左側フェンスに衝突した。 この事故により、荷物は散乱したが、負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
12 5月11日	月	午後3時30分	静岡県	貨物		1	静岡県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが運行中、前を走行していた車両に衝突した。 この事故により、衝突された車両の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
13 5月12日	火	午前7時55分	群馬県	貨物			群馬県の高尾道路のパーキングエリア内において、新潟県に営業所を置くトラックが運行中、駐車中の別のトラックに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。

近畿交通共済からのお知らせ

集中豪雨や台風による災害の備えは大丈夫ですか… 車両共済のご契約をおすすめします

集中豪雨や台風の季節がやってきます

季節の変わり目には梅雨前線が停滞してしばしば大雨を降らせます。近年は、激しい雨が数時間にわたって降り続くなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しています。また、スーパー台風とよばれる大型で強い台風の発生もしばしば見られます。こうした大雨による河川の氾濫や土砂崩れ、台風による暴風、高波、高潮などによって多くの災害が発生しています。さらに、今後、地球温暖化にともなう気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。

台風 21 号による車両被害

平成 30 年 9 月の台風 21 号で近畿共済の関係でも約 240 件近くの車両損害がありました。高潮による水没、強風による横転や飛来物による損傷等で、金額にして約 3 億 7 千万円の損害となりました。当組合の創立から 50 年となりますが、これほどの損害が一度に発生した事例は記録にありません。

予期せぬ豪雨・強風などによる車両損害への備えを

予期せぬ豪雨・強風などによる車両損害への備えとして、車両共済のセット契約をおすすめいたします。

車両共済は、衝突や接触など偶然な事故により、契約車両に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。また、台風、竜巻、洪水、高潮による損害についても、お支払いの対象となります。



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

相手方への賠償（対人共済、対物共済）、運転者および搭乗者の補償（搭乗者共済、自損事故共済、無保険車傷害共済）、お車の補償（車両共済、搬送引取費用特約）の商品に加えて、万一事故が起きたとき、「24 時間・365 日事故受付サービスと初期対応」をはじめ、専門スタッフによる事故対応、個別事業所訪問などきめ細かい事故防止サービスなど、貨物運送事業者のニーズやご要望に沿ったサービスを提供します。

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

安全確認でバック事故をなくそう！

構内等で、フェンス、建屋、駐車車両等へのバック衝突事故が多発しています。梅雨期に入りますと、雨天時は視界が悪くなり、また、降車しての安全確認がおろそかになりがちです。バック事故を防ぐため、雨天時でも後方、高さ、周囲の安全確認を徹底しましょう。

思い込みで判断せず、安全確認！

「止めたときは駐車車両がなかった」「シャッターは上がっているはず」等、過去の記憶や経験に頼った思い込みで判断して、安全確認を怠らないように注意しましょう。



雨の日でも降車を面倒がらない！

雨の日にバックするとき、濡れるのが嫌で降車しての安全確認を怠ると、後方の駐車車両等を見落として、衝突する危険があります。たとえ雨が降っていても、面倒がらずに降車して後方の安全確認を徹底しましょう。



ミラーやバックカメラの雨粒に注意！

雨天時は、窓ガラスやミラー、バックカメラに雨粒がつき、視界が悪くなります。バックする時は、バックカメラだけに頼らず、目視確認を行い、慎重にバックしましょう。



構内で駐車時、サイドブレーキの効きが甘く、自然に動き出して駐車車両や構内施設に衝突する事故がありました。駐車時はサイドブレーキをしっかりかけ、輪止めをするなどの安全対策を徹底しましょう。

軽油価格調査集計表(2020年5月)

令和2年5月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年4月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	86.22	70.25	82.21

2020年4月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	75.05	69.73	82.55
出光	76.00	72.22	79.30
昭和シェル	123.00	77.95	75.50
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	79.65	68.55	81.93
その他	81.57	70.13	83.78

2020年4月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	87.03	70.61	83.56
30～50キロリットル未満	76.50	69.14	75.15
50～100キロリットル未満		70.27	75.25
100キロリットル以上			

2020年4月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	92.63	68.07	82.60
30～60日未満	84.98	70.46	81.51
60日以上	70.50	74.53	88.58

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年12月	105.12	96.94	103.63
2020年1月	104.03	98.64	105.01
2020年2月	106.05	93.09	100.35
2020年3月	94.64	83.30	91.03
2020年4月	86.22	70.25	82.21

※消費税抜きの価格となります。

トラック協会・陸災防奈良県支部

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	水		2020年度Gマーク申請受付期間(～14日)	
5	日	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
11	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
12	日	9:30～	運行管理者試験対策講習会(～11:30)	奈良県トラック会館
12	日	13:30～	運行管理者試験対策講習会(～15:30)	奈良県トラック会館
18	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
19	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
25	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
26	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館

8月の行事(予定)表

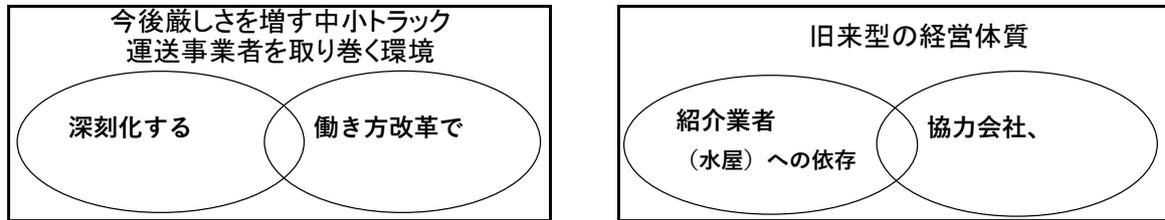
日	曜	時 間	行 事	場 所
21	金	9:30～	運行管理者試験対策講習会(～11:30)	奈良県トラック会館
21	金	13:30～	運行管理者試験対策講習会(～15:30)	奈良県トラック会館
23	日	13:00～	令和2年度第1回運行管理者試験	奈良春日野国際フォーラム 奈良県コンベンションセンター



K I T 事業のご案内

Kyodo Information of Transport
K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

* 運賃の支払いは45日サイトです。

* 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃<実例>

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	4月	5月
軽油	76円	72円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2020年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラックの構造上の特性

III
積載と運転

2 交通公害の要因

■排気ガスによる大気汚染

ディーゼルトラックの排気ガスに含まれる有害物質で特に排出量が問題となっているのが、窒素酸化物(N_xO)、粒子状物質(PM)などです。

このうちNO_xは、光化学スモッグや酸性雨の原因となりますし、最近ではPMが人体に及ぼすさまざまな影響が指摘され、この対策が大きな社会的問題にもなっています。過積載運転をすると、低速ギア、高回転走行となるため、こうした汚染物質が通常以上に排出され、環境により一層の悪影響を与えます。

■騒音や路面・車両への悪影響

過積載運転時は、低速ギア、高回転走行によりエンジン音が大きくなります。

また、重量が増加するためタイヤへの負担が通常以上にかかり、路面との摩擦係数が上昇し摩擦による音も大きくなるとともに、タイヤの摩耗を早めるなど、車両の寿命を縮める原因になります。また、燃費が低下するため、ランニングコストの増大、エネルギーの無駄使いになります。

さらに、道路のわだちやひび割れを作るなど、道路や橋の寿命を縮める要因となります。



事業用自動車事故事例 No.59

相手側が停止するだろうと思い込み事後が発生した例

(現場の状況)

- 住宅と水田地帯が混在した小×小交差点でどちらも道路幅員は狭い。車両の通行も殆どない。
- B車側は交差点まで長い下り坂になっている。
- B車は通学路として利用している。
- カーブミラーが設置されているが路面標示や標識は存在しない。

図15 事故発生状況図

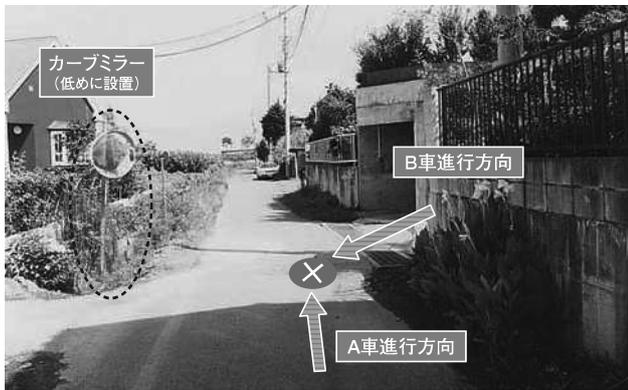
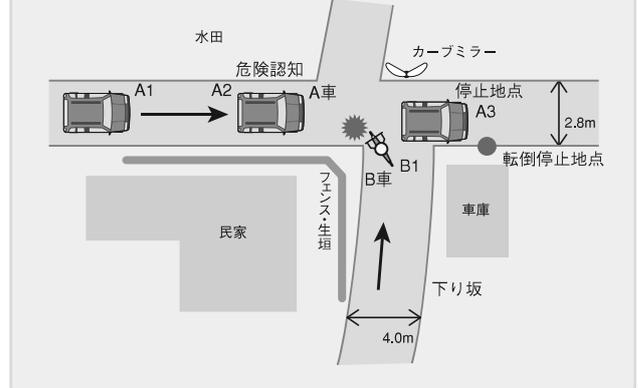


写真5：A車から見た事故発生箇所

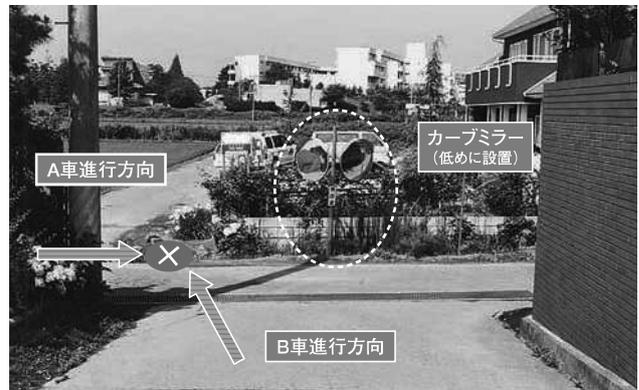


写真6：B車から見た事故発生箇所

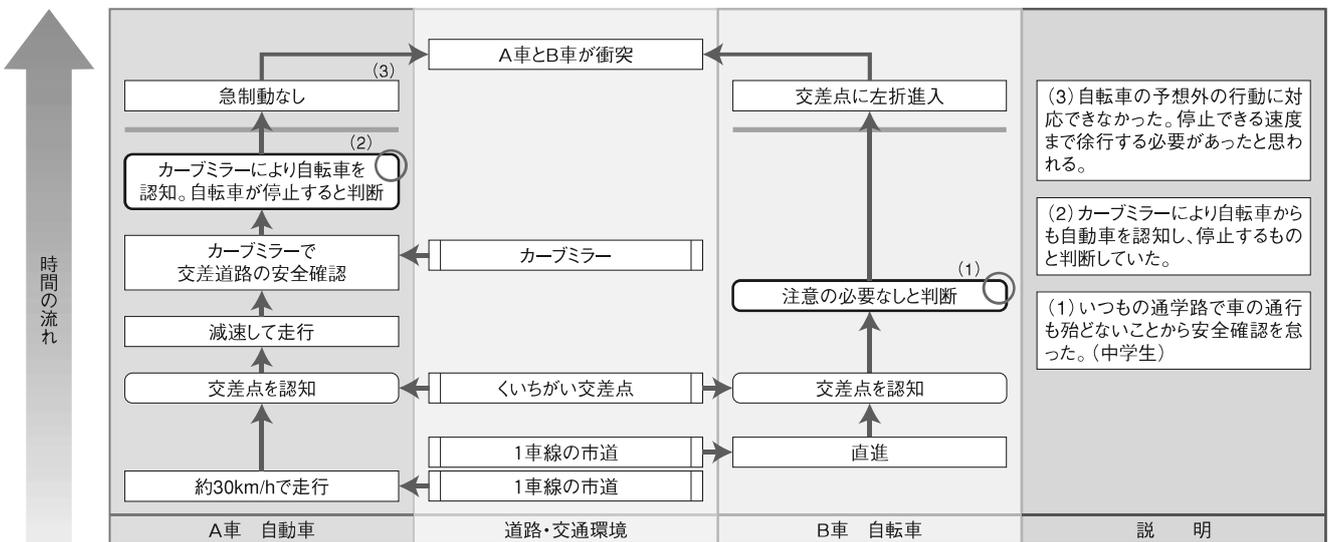


図16 事故発生経過の整理

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

6月15日現在

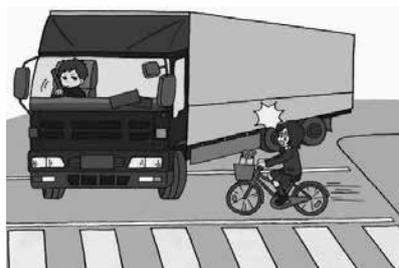
区分	令和2年	令和元年	増減数	備考
総件数	15,030 件	18,137 件	-3,107 件	1日に約 90 件
人身事故件数	1,207 件	1,551 件	-344 件	1日に 7 件
死者数	11 人	16 人	-5 人	約15日に 1 人
負傷者数	1,487 人	1,923 人	-436 人	1日に約 9 人
物損事故件数	13,823 件	16,586 件	-2,763 件	1日に約 83 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

6月15日現在

区分	令和2年	令和元年	増減数
総件数	651 件	716 件	-65 件
人身事故件数	45 件	84 件	-39 件
死者数	2 人	2 人	0 人
負傷者数	56 人	109 人	-53 人
物損事故件数	606 件	632 件	-26 件



(データは概数)

県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**2人(前年比±0人)**です。いずれも、**大型トラックとバイク**が衝突した交通事故です。

3 あおり運転の罰則の創設

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 あおり運転をした場合
 ① 妨害運転(交通の危険のおそれ)
 他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10種類の違反、下同※即)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

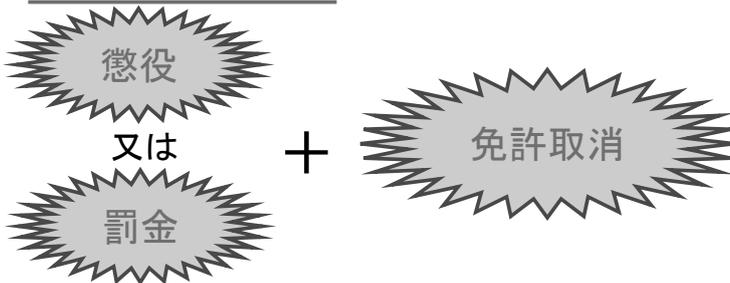
② 妨害運転(著しい交通の危険)
 ①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反

- 通行区分違反
- 急ブレーキ禁止違反
- 車間距離不保持
- 道路変更禁止違反
- 追越し違反
- 減光等義務違反
- 警告音使用制限違反
- 安全運転義務違反
- 最低速度違反(高速自動車国道)
- 高速自動車国道等駐停車違反

令和2年6月30日の改正道路交通法の施行に伴い、あおり運転の罰則が創設されました!!

他の車両を妨害する目的で **一定の違反(10類型)**をすると



の対象となります。

あおり運転は **死亡事故にもつながる危険な行為です!!**
 思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った運転を心がけてください!!

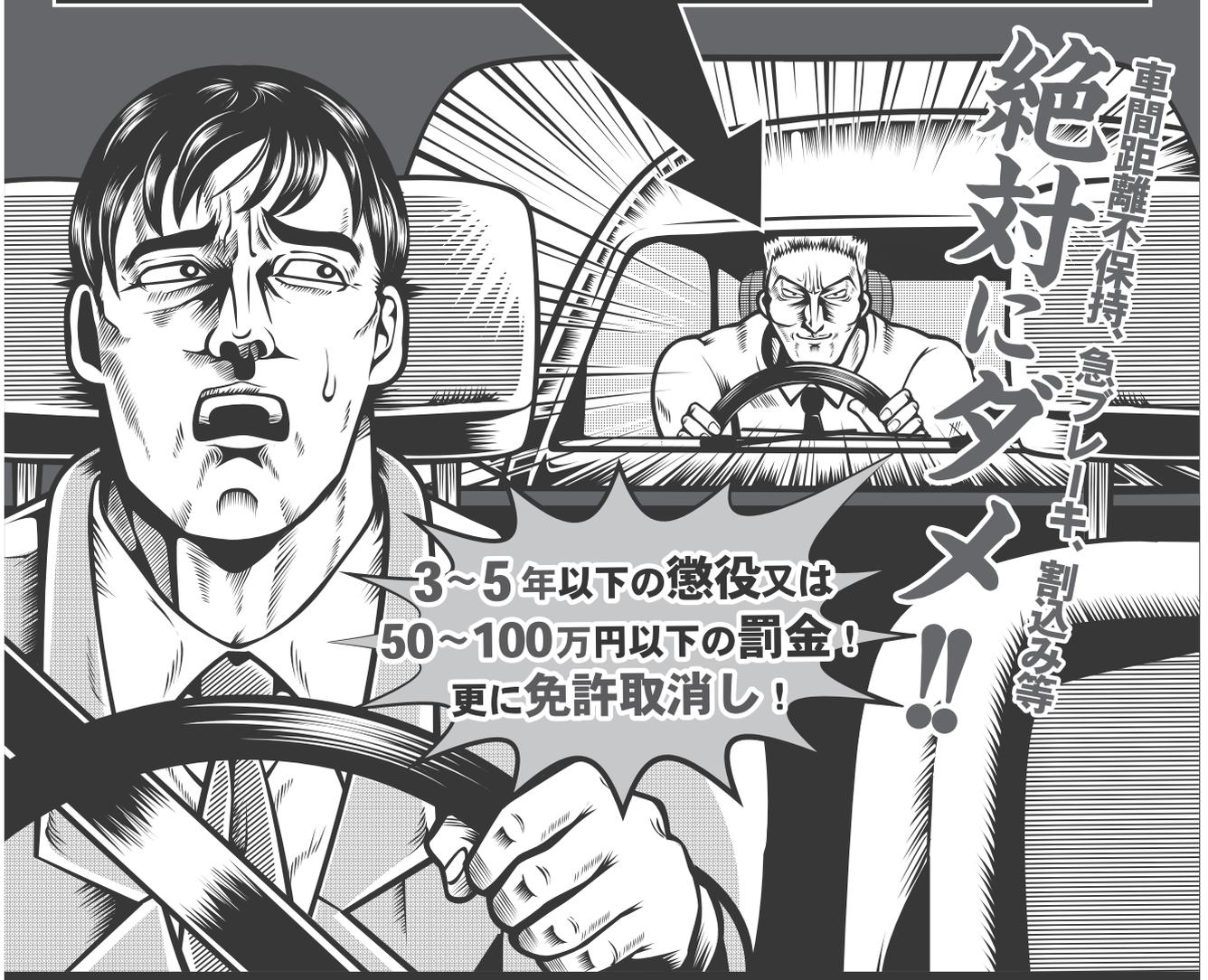
奈良県警察

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を!
- ドライブレコーダーをつけましょう!
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!

あおり運転

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

犯罪!!免許取消!!



3~5年以下の懲役又は
50~100万円以下の罰金!
更に免許取消し!

絶対に
ダメ

車間距離不保持
急ブレーキ
割り込み等

警察庁・都道府県警察



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転
をした場合



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10種類の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで 危険が
生じた場合



2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を!
- ドライブレコーダーをつけましょう!
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!

トラックにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

公益社団法人全日本トラック協会

令和2年6月12日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いかな重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（4）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。)
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
 - ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・ 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・ 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・ 2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・ 荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・ 気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす⁴。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・ 作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・ 共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力のお願い

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

⁴ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁵を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

⁵ 「置き配の現状と実施に向けたポイント(令和2年3月経済産業省・国土交通省)」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁶も参考にする。

(以上)

⁶ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)
「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

改訂後	改訂前
<p>トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第 2 版)</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策 (2) 健康管理 ・従業員に対して、可能な限り朝夕 2 回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。<u>また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。</u>(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)</p> <p>(4) 事業所での勤務 (削除)</p> <p>・飛沫感染防止のため、座席配置等は<u>できるだけ 2 メートルを目安に</u>広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低 1 メートルあける等の対策を検討する。)</p> <p>(9) 運行中 ・2 名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。 ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類</p>	<p>トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第 1 版)</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策 (2) 健康管理 ・従業員に対して、可能な限り朝夕 2 回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)</p> <p>(4) 事業所での勤務 ・従業員が、できる限り 2 メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、<u>人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。</u></p> <p>・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低 1 メートルあける等の対策を検討する。)</p> <p>(9) 運行中 ・2 名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。 ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類</p>
<p>の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接​​触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。</p> <p><u>・気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2 メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。</u></p> <p>・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。 ・作業は 1 人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。 ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う(アルコール消毒可)。</p> <p>⁴ <u>環境省・厚生労働省リーフレット「令和 2 年度の熱中症予防行動」</u> (https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf) 環境省「令和 2 年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～」 (https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf) 厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)</p> <p>(11) 従業員に対する協力をお願い ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接​​触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。</p> <p>・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。 ・作業は 1 人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。 ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う(アルコール消毒可)。</p> <p>(11) 従業員に対する協力をお願い ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。</p> <p><u>・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。</u></p>

トラック奈良 2020 年 7 月 第 315 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

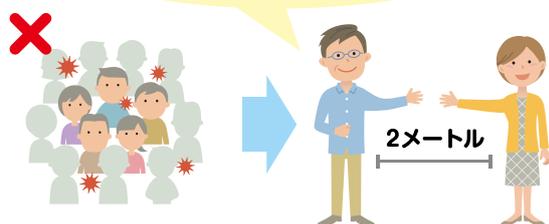
奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

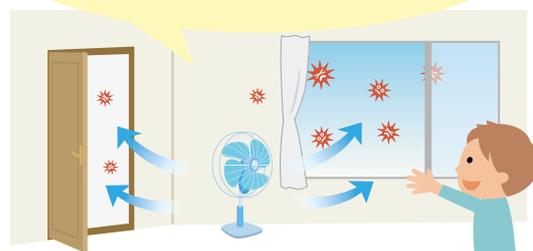
「密閉」「密集」「密接」しない!

● 「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう!

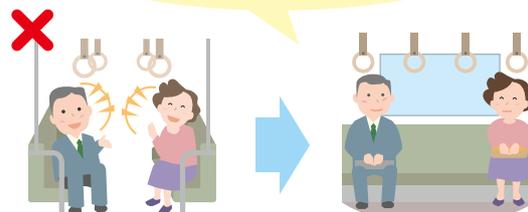
- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



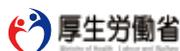
会話をするときは
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

